

マイナンバーでもっと便利に

いよいよ平成27年10月、マイナンバーがあなたの手元に届きます。マイナンバーをきちんと受け取って活用するには、どうしたらいいのでしょうか。

通知カードが届きます

平成27年10月以降、皆さんにマイナンバーを通知するための「通知カード」が簡易書留にて世帯ごとに送付されます。

■通知カード

通知カードは、紙製のカードを予定しており、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは全ての人に対し、住民票の住所あてに送られますが、顔写真が入っていないので、マイナンバーを使用する場合の本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

■個人番号カード

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。

平成27年10月以降に通知カードでマイナンバーが通知された後に、市区町村に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードでは、マイナンバーを使用する時に本人確認がこれ1枚で可能になります。

このカードは、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、将来的にはさまざまなサービスに利用することが想定されており、e・Taxなどの

電子申請が行える電子証明書も標準搭載されます。

個人番号カードのイメージ



個人番号カードの申請

個人番号カードは、前述の平成27年10月以降に届く通知カードに同封の申請書を使った郵送か、オンラインにより申請が可能です。

※くわしい申請方法は、通知カードに同封の説明書を確認してください

個人番号カードの受取

個人番号カードの申請をすれば、平成28年1月以降に交付通知書が届き、市役所の窓口で受け取ることができます。料金はかかりません。

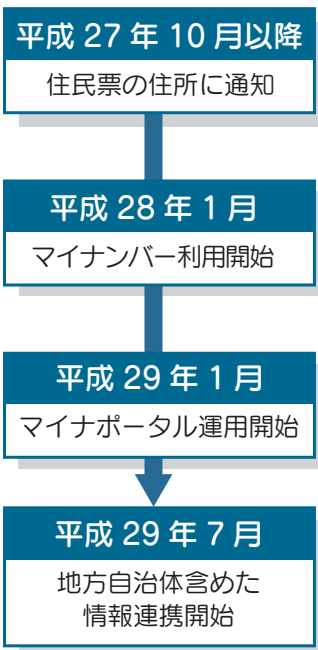
住民票を有する人（住民票がある外国人を含む）に、12ケタのマイナンバー（個人番号）が通知されます。

税や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、利用が開始されます。申請者への個人番号カードの交付も始まります。

マイナンバーを含む自分の情報をいつ誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取ることができます。

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減され、暮らしがもっと便利になります。

マイナンバー制度実施の流れ



個人情報の管理は？

マイナンバーを安心・安全に利用するため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。

また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。

さらに法律に違反した場合の罰則も、従来よりも重くなっています。

システム面の保護措置として

正しい住民登録を

通知カードは住民登録の住所に届きます。居住している住所に住民票を移していない人は、早急に手続きをしてください。

やむを得ない理由により住民票の住所で通知カードが受け取れない場合は、事前に居所を登録することで、その登録した居所の住所で受け取ることができます。居所登録申請書は長門市ホームページでダウンロードすることができます。

■居所登録の対象者

・東日本大震災被災者、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待などの被害者で住所以外に居住する人

・医療機関・施設などに長期間入院・入所が見込まれ、かつ住所地に誰も住んでいない人

■居所登録に必要なもの

・居所登録申請書

は、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報、年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

マイナポータル

行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報を自宅のパソコンなどからインターネットを通じて確認できるものです。パソコンなどを持っていない人のために、公的機関への端末設置も予定されており、平成29年1月から運用される予定です。

もっと詳しく知りたい

制度全般については、コールセンターに問い合わせるか、



マイナンバー
マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

・運転免許証等の本人確認書類
・居所を証明する書類

■申請期間

8/24(月)～9/25(金)

■申請先 市民課窓口係

通知カードが届いたら

通知カードの封筒の中には、次の物が入っています。

①通知カード

マイナンバーが書いてある紙製のカードです。個人番号カードの受け取りなどに必要です。

②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒

次に説明する個人番号カードの申請に必要なです。

③マイナンバーに関する説明書
マイナンバーや、個人番号カードの申請方法などが記載されています。

これらの書類は、紛失しないよう大切に保管してください。

法人番号について

平成27年10月から、株式会社などの法人などに通知される13ケタの番号のことを法人番号と言います。

1法人に1番号が指定され、登記上の所在地に通知書が届きます。

法人番号は、マイナンバーと異なり、誰でも自由に利用が可能で、インターネット上に名称、所在地、法人番号が公表されます。

これにより、法人の最新の名称・所在地情報が入手できることから、取引情報、登録や更新が効率化されます。

ホームページをご覧ください。

●マイナンバーコールセンター

Tel 0570・20・0178

●内閣官房 社会保障・税番号

制度ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

問い合わせ

●個人番号カードについて

市民課窓口係

Tel 23・1127